

施設機械設備等電気通信設備点検業務価格積算要領読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
施設機械設備等電気通信設備点検業務価格積算要領の制定について 〔平成 26 年 9 月 11 日事調第 588 号 農政部長から各（総合）振興局あて〕 一部改正 令和 8 年（2026 年）10 月 1 日事調第 864 号 図書表紙 図書名称：北海道農政部農村振興局事業調整課 施設機械関係積算資料 制定通知文 本通知文「施設機械設備等電気通信設備点検業務価格積算要領」の制定について（平成 26 年 9 月 11 日付け事調第 588 号）を適用。 施設機械設備等電気通信設備点検業務価格積算要領 【 略 】 第 1 ～第 2 【 略 】 第 3 点検業務費の費目 1 積算費目の内容等 1－1 直接費 1) 労務費 (1) 直接人件費 直接人件費は、当該点検業務に従事する点検技術者・点検技術員の人件費で、【削除】積算は次のとおりとする。 (2) 【 略 】 2)～4) 【 略 】 1－2 ～1－4 【 略 】 第 4 【 略 】 第 5 運 用 1 直接人件費 1－1 労務賃金 【 略 】 【削除】 2 機械経費 【 略 】 3 旅費・交通費 【削除】	電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）について 〔平成 26 年 3 月 24 日 25 農振第 2144 号 農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて〕 一部改正 令和 8 年 3 月 27 日 7 農振第 3132 号 図書表紙 図書名称：農林水産省 土地改良工事積算参考資料（施設機械） 制定通知文 「電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）について（平成 26 年 3 月 24 日 25 農振第 2144 号農村振興局整備部長から各地方農政局整備部長あて）」最終改正令和 8 年 3 月 27 日 7 農振第 3132 号 電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料） 【 略 】 第 1 ～第 2 【 略 】 第 3 点検業務費の費目 1 積算費目の内容等 1－1 直接費 1) 労務費 (1) 直接人件費 直接人件費は、当該点検業務に従事する点検技術者・点検技術員の人件費で、その基準日額は農村振興局長が別に定めるものとし、積算は次のとおりとする。 (2) 【 略 】 2)～4) 【 略 】 1－2 ～1－4 【 略 】 第 4 【 略 】 第 5 運 用 1 直接人件費 1－1 労務賃金 【 略 】 1－2 移動拘束費 2 機械経費 【 略 】 3 旅費・交通費 総合点検、個別点検に要する移動拘束費の積算に当たっては、原則「3－1 旅費・交通費等の積算（率計上）によるものとする。 これによりがたい場合は、以下 1) ～3) により点検技術者等の移動時間を移動拘束費として直接人件費に計上するものとする。	※読替対照表 の変更箇所 は朱書で記 載 一部改正通知 の文書変更

施設機械設備等電気通信設備点検業務価格積算要領読替対照表

施設機械関係積算資料（農政部事業調整課）	農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）	備考
1) 旅費の起点 原則として各（総合）振興局所在地を点検技術者等の派遣起点とする。その運用は次のとおりとする。 (1) 事務所の所存する各（総合）振興局所在地を起点とする。 (2) 上記により難い場合は、経済圏等を考慮して起点を決定することができる。【削除】 【削除】 3－1 旅費・交通費等の積算（積み上げ計上） 1) 行程 【略】 2) 日々通勤 起点から点検場所間が1時間以下を対象とし【削除】、ライトバン運転費【削除】を計上する。 (1) ライトバン運転費 ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び起点と点検場所との往復に要する時間について「ライトバン損料」により計上する。 【削除】 【削除】 3) 滞在 起点から点検場所間が1時間超えを対象とし、宿泊費、宿泊手当、ライトバン運転費【削除】を計上する。 (1) 宿泊費 目的地への往復に要した日数及び現地に滞在した日のうちの夜数に応じて計上するものとし、旅費単価は、別に定める「土地改良事業等単価表」による。なお、消費税率で割り戻した金額を記載している。（1円未満切捨て） (2) 宿泊手当 目的地への往復に要した日及び現地に滞在した日のうちの夜数に応じて計上するものとし、旅費単価は、別に定める「土地改良事業等単価表」による。なお、消費税率で割り戻した金額を記載している。（1円未満切捨て） (3) ライトバン運転費 ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回に要する時間及び各週ごとに起点と点検場所との往復に要する時間について、「ライトバン損料」により計上する。 【削除】 【削除】 4 安全費 【略】 5 技術管理費 【略】	1) 適用交通機関 ライトバン（1500cc5人乗り）及び徒歩を原則とし、運転労務費は計上しない。 なお、これによりがたい場合は、「3－2 旅費・交通費の積算（積み上げ計上）」により積算を行うものとする。 2) 旅費の起点 原則として都道府県庁を点検技術者等の派遣起点とする。その運用は次のとおりとする。 (1) 事務所の所存する都道府県庁の所在地を起点とする。 (2) 上記により難い場合は、経済圏等を考慮して起点を決定することができる。ただし、北海道開発局においては、北海道庁の支庁を起点とすることができる。 3) 【略】 3－2 旅費・交通費等の積算（積み上げ計上） 1) 行程 【略】 2) 日々通勤 起点から点検場所間が1時間以下を対象とし、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。 (1) ライトバン運転費 ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び起点と点検場所との往復に要する時間について「ライトバン損料」により計上する。 なお、ライトバンの走行速度[h]は一般道30km/h、高速道80km/hとし、都市高速道路、自動車専用道路（一般国道）等については、実情を勘案し計上するものとする。 (2) 有料道利用料金 有料道利用料金は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び起点と点検場所との往復に要する有料道の利用料金等を対象とする。 3) 滞在 起点から点検場所間が1時間超えを対象とし、宿泊費、宿泊手当、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。 (1) 宿泊費 宿泊費は、滞在期間中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。 ただし、やむを得ない事情により現に支払った額が宿泊基準を超える場合は、日程・経路等に照らして適切な宿泊施設を比較検討し、その結果から最も安価な額とすることができる。 なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M600000040070）の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。） (2) 宿泊手当 宿泊手当は、宿泊を伴う場合に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M500000040045/20250401_506M600000040070）の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。） (3) ライトバン運転費 ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回に要する時間及び各週ごとに起点と点検場所との往復に要する時間について、「ライトバン損料」により計上する。 なお、ライトバンの走行速度[h]は一般道30km/h、高速道80km/hとし、都市高速道路、自動車専用道路（一般国道）等については、実情を勘案し計上するものとする。 (4) 有料道利用料金 有料道利用料金は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び各週毎に起点と各点検場所との往復に要する有料道の利用料金等を対象とする。 4 安全費 【略】 5 技術管理費 【略】	